

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月14日（火）午前8時55分から午前9時20分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（12名）
 - 農業委員 6名
 - 推進委員 6名
4. 欠席委員
 - 推進委員 1名
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第35号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第36号 山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について
 - 日程7 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 事務局係長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同、礼。ご着席ください。山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より、令和3年12月期の農業委員会総会を開会いたします。日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

会長挨拶

事務局長

ありがとうございました。次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

特にございませんか。

(なしの声)

事務局長

では、何もないということですので、次に移らせていただきます。日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第35号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第35号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和3年12月14日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。許可

を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっており、計3筆、面積合計が943㎡でございます。(申請内容について説明)。3ページが申請書の写し。4ページから6ページまでが位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、7ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、申請者及び会長、担当推進委員と共に12月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明を行います。

議長

12月3日9時より、譲渡人、譲受人、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。今回の場所は畑で栗が植栽されております。譲渡人の方につきましては、別の土地で栗を作っておられますが、離れているということで管理が難しく、なかなかこっちの方まで手が回らないということでしたので、今回隣接地の方へ譲りたいということでした。この周りの方も、この土地のほとんどで栗を栽培しておられます。今後につきましても、作られる方の作業効率等を考えた場合に、いいんじゃないかと思えます。だいたい金額も反あたり〇〇万円強であります。双方が納得して決められたということあります。皆様の審議をよろしく願います。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員、推進委員、質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議第35号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第36号「山江村農用地利用集積計画(第9次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、議第36号についてご説明いたします。総会資料の8ページをお開きください。議第36号「山江村農用地利用集積計画(第9次)に対する意見決定について」令和3年山江村農用地利用集積計画(第9次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和3年12月14日提出、山江村農業委員会会長。9ページ及び10ページが意見書の写し。11ページが総括表となっております。12ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定1件で案件の総面積は406㎡でございます。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の13ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。14ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。15ページから16ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。17ページの方に調査書の方を添付しております。現地調査につきましては申請者、会長職務代理人、担当推進委員と共に12月3日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理人より補足説明をお願いします。

会長職務代理人

それではご説明いたします。12月3日9時40分、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の5名で調査しました。(申請地所在について説明)。面積はちょっと狭かったんですけど、貸し手の方の同じ地区で長年貸しておられたそうなんですけど、年齢的な問題があつて管理できないということで、今回ありました。隣に大きい杉が何本か立ってて日当たりはどうかと尋ねたところ、日当たりはけっこう

う良いということでした。借り手の方もですね、栗専門でやっておられて2町5反ほど作っておられるみたいで、当日も栗の剪定とか老木の切除とかやっておられました。若手で頑張ってるので、どうぞ慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑、意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方からの質疑、意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい。農業委員の方、推進委員の方それぞれ質疑、意見等ないので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり可決し、議第36号につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 次に、日程7「その他」となっております。事務局より連絡をお願いします。

事務局係長 その他について説明。

議長 はい。他に何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは次に日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程9「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会12月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年12月14日(火)午前9時20分終了

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)